

本願寺史料研究所報

3号

発行所	本願寺史料研究所 〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル 龍谷大学大富学舎図書館内
電話	〇七五一三四三一三三一一 内線(四二三二)
発行日	一九九一年一二月二〇日

史料紹介

『番衆差定条』

解説

金龍 静・左右田昌幸

三年正月一十九年までの差定一覧が揃う。残り八年正月一二年十二月と十九年六月以降の差定一覧は、この部分だけが欠ける必然性はみあたらないので、あるいは将来、調査の中で発見される可能性も十分に予想される。

ここに紹介する『番衆差定条』（以下、本史料と略す）は、龍谷大学図書館蔵の『差定条』（登録番号021-1-75-1）と題された、戦国期から近世初頭の報恩講などの記録を装丁した巻子に含まれる天文期の数年分の番衆の予定・出仕一覧である。この番衆は、御堂番衆・三十日番衆と称され、諸国の直参身分の者が本山に上り、毎月二十八日の親鸞忌を先番との交代日として、一か月のあいだ申齋や主要な法要等の宗教的勤仕に参加するものである。

本史料は証如自筆で六部からなり、番衆差定一覧の四部、剥がれた付箋を集めた一部、初番者名とその年月を記した一部からなる。同種の史料に「御堂卅日番上勤座配次第」（註一）があり、本史料と御記をつなげると、天文六年二月一七年十二月、九年正月一七月、十一年正月一七月、十

のため数カ月前にあらかじめ一挙に予定番衆を決め（一筆）、申し渡し、出仕の場合は合点を付し、上番が無理になつた側に（で示す）し、補充の番衆を傍記・追記（小文字）し続ける。後の月になるほど書込み・訂正跡が多くなつていい、筆跡の大きさの変化を忠実に表示するのはとても困難である。本稿ではとりあえず翻刻文字の大きさを二種類のポイントに分けて見た。

本史料は、従来「本願寺文書」（京都大学影写本、別本三）で知られていたが、この影写本で、本文中に貼り付けてあることをしめす「付箋」箇所の貼紙（淨妙寺・西円寺・善教寺・西光寺・勝万寺下）が、この原本では既に剥がれてしまっている。原本はともかく影写本がこのよう重

要な役割を果たすものとは、思つてもみなかつた。今も付箋が付いている部分、付箋で隠れている部分、付箋の際に傍記された部分は「」で区別した。史料本文中に付した註①—⑯は、「『天文日記』（以下、『日記』と略す）」「御記」等を参照して得たものである。

番役勤仕体制の意味するところは、本願寺の親鸞祖像に直接あい参ずるという「直参」身分の形成と維持にある。勤番勤仕を命じるのは、事務系の坊官ではありえず、宗祖の代理たる宗主自らが直接差定を作成し、この種の主従的な申付を行つていかねばならなかつたのだろう。直参衆も、身分の確定・持続のために、労費をいとわずこの種の報謝行を遂行しなければならなかつた。番役勤仕を拒否することは、身分の放棄を意味する（註三）からである。天文期はこの番役体制の拡大・定着期であり、同時にこの体制の維持に早くも諸国直参衆が充分に対応して行けなくなり、かなりの欠番・遅番が出てくる時期でもあつた。

戦国期における他の直参諸役には、親鸞忌日・前住忌日の斎頭人制と報恩講の斎非時頭人制がある。更に、最近の草野顯之氏の精力的な研究（「戦国期本願寺坊主衆組織の形態」『中世仏教と真宗』等）によつて、本山に詰める諸坊主衆（御堂衆・定衆・定住衆等）の実態が判然としきた。それらの中で、この番役制は戦国期固有の制度であり、諸国門末への影響度は最も深みと広がりを有している。今後、番役制と頭役制、および本山詰め諸坊主衆と番頭衆に関して、これらの包括的解釈と、戦国期的な意義の究明が大きな課題となつてこよう。また、報謝行の諸形態の中占める位置についての検討も課題となろう。

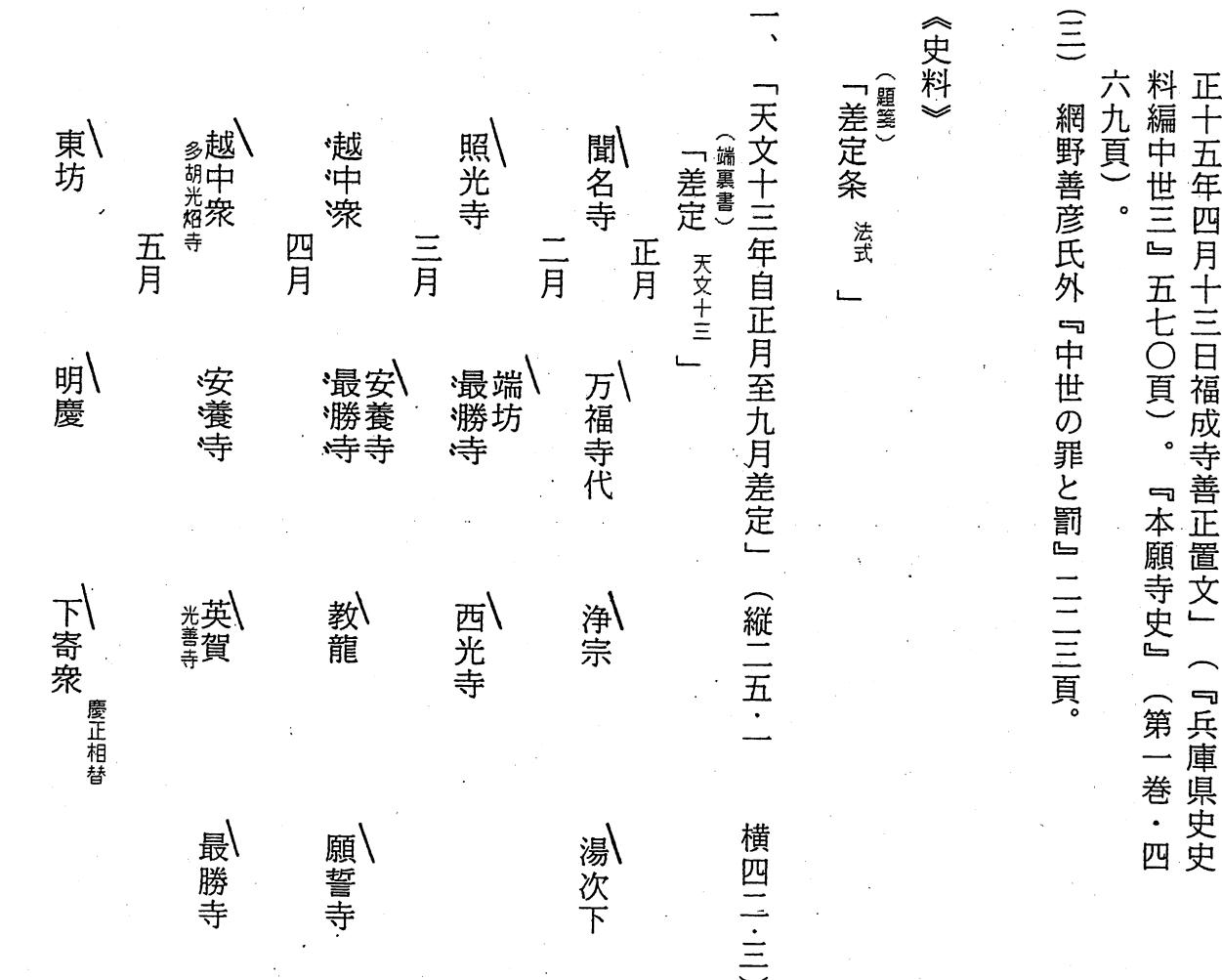
ところで金龍は、かつて「『卅日番衆』考」（『名古屋大学日本史論集』上）を書かせていただいたが、その後、加賀番衆に関して知りえた点を少々補筆して置きたい。先ず、島田とは金沢照円寺の前身名、善開坊とは超雲寺の前身名、徳勝寺は現在の福井市了勝寺の旧名たることがわかつた（註四）。次に『日記』十三年十二月廿一日条の「当番之儀、加州山内衆吉口口
淨土寺」の山内衆に関するだが、二十八カ月周期で前後を調べると、「御記」の十六年一月条に「加二人、一人不上」、本史料十八年四月条には「加二人一人不来」とあり、「御記」十一年六月条に「加二人」とあるも『日記』に一人しか記載がなく、この欠番者こそ山内衆単位に該当する、と推定してみた。

なお本稿作成にあたり、金龍が草稿を作り、左右田が原本にあたつて訂正・加筆を行つた。特に、二人で何とか付箋の元の位置を復元しえたのは、大きな喜びである。

註

(一) 原本は西本願寺所蔵で、『天文日記』とともに一括して重文に指定され、『真宗史料集成』第三巻に翻刻されている。また、龍谷大学図書館所蔵の『賀州本家領謂付日記・加賀所々知行被申趣又申分外數種』と表記された筆写原稿冊子中にも「御堂三十日番上勤座配次第御記全」として収録されている。以下の解説・番衆付箋残簡註では、真宗史料集成の翻刻と筆写原稿冊子を適宜参照し、「御記」と略記した。

(二) 『私心記』永禄二年三月廿五日条。天正十四年八月三日「影堂移徙記」（『津村別院史』一六六頁）。「天



(四) 田中喜男氏『わが町の歴史金沢』七八頁。北西弘氏編『專光寺文書』二九四頁。松原信之氏「福井城下の町方支配と貢租・土地制度の諸問題について」（『福井県史研究』六）。

六月	金宝寺	本証寺
七月	真宗寺	勝万寺下
八月	願照寺	越中衆
九月	慈光寺	聚樂寺等覺坊
十月	淨土寺	淨土寺
十一月	光照寺	西順寺
十二月	福田寺	中道場
正月	寶光寺	定專坊
二月	光德寺	西順寺
三月	加一人	加一人
四月	加二人	加二人
五月	加三人	加三人
六月	加四人	加四人
七月	加五人	加五人
八月	加六人	加六人
九月	加七人	加七人
十月	加八人	加八人
十一月	加九人	加九人
十二月	加十人	加十人
正月	加十一人	加十一人
二月	加十二人	加十二人
三月	加十三人	加十三人
四月	加十四人	加十四人
五月	加十五人	加十五人
六月	加十六人	加十六人
七月	加十七人	加十七人
八月	加十八人	加十八人
九月	加十九人	加十九人
十月	加二十人	加二十人
十一月	加廿一人	加廿一人
十二月	加廿二人	加廿二人
正月	加廿三人	加廿三人
二月	加廿四人	加廿四人
三月	加廿五人	加廿五人
四月	加廿六人	加廿六人
五月	加廿七人	加廿七人
六月	加廿八人	加廿八人
七月	加廿九人	加廿九人
八月	加三十人	加三十人
九月	加卅一人	加卅一人
十月	加卅二人	加卅二人
十一月	加卅三人	加卅三人
十二月	加卅四人	加卅四人
正月	加卅五人	加卅五人
二月	加卅六人	加卅六人
三月	加卅七人	加卅七人
四月	加卅八人	加卅八人
五月	加卅九人	加卅九人
六月	加四十人	加四十人
七月	加四十一人	加四十一人
八月	加四十二人	加四十二人
九月	加四十三人	加四十三人
十月	加四十四人	加四十四人
十一月	加四十五人	加四十五人
十二月	加四十六人	加四十六人
正月	加四十七人	加四十七人
二月	加四十八人	加四十八人
三月	加四十九人	加四十九人
四月	加五十人	加五十人
五月	加五十一人	加五十一人
六月	加五十二人	加五十二人
七月	加五十三人	加五十三人
八月	加五十四人	加五十四人
九月	加五十五人	加五十五人
十月	加五十六人	加五十六人
十一月	加五十七人	加五十七人
十二月	加五十八人	加五十八人
正月	加五十九人	加五十九人
二月	加六十人	加六十人
三月	加六十一人	加六十一人
四月	加六十二人	加六十二人
五月	加六十三人	加六十三人
六月	加六十四人	加六十四人
七月	加六十五人	加六十五人
八月	加六十六人	加六十六人
九月	加六十七人	加六十七人
十月	加六十八人	加六十八人
十一月	加六十九人	加六十九人
十二月	加七十人	加七十人
正月	加七十一人	加七十一人
二月	加七十二人	加七十二人
三月	加七十三人	加七十三人
四月	加七十四人	加七十四人
五月	加七十五人	加七十五人
六月	加七十六人	加七十六人
七月	加七十七人	加七十七人
八月	加七十八人	加七十八人
九月	加七十九人	加七十九人
十月	加八十人	加八十人
十一月	加八十一人	加八十一人
十二月	加八十二人	加八十二人
正月	加八十三人	加八十三人
二月	加八十四人	加八十四人
三月	加八十五人	加八十五人
四月	加八十六人	加八十六人
五月	加八十七人	加八十七人
六月	加八十八人	加八十八人
七月	加八十九人	加八十九人
八月	加九十人	加九十人
九月	加九十一人	加九十一人
十月	加九十二人	加九十二人
十一月	加九十三人	加九十三人
十二月	加九十四人	加九十四人
正月	加九十五人	加九十五人
二月	加九十六人	加九十六人
三月	加九十七人	加九十七人
四月	加九十八人	加九十八人
五月	加九十九人	加九十九人
六月	加一百人	加一百人

三、「自天文十三年七月至十四年三月差定」（縦二七・一 橫三五・二）

(端裏書)
定專坊

「差定辰」

七月 真宗寺

光德寺

宝光寺

加一人
加一人

八月 ○光照寺

慈光寺

西順寺

○中道場
勝万寺下六廿九
今度錯亂之條難調由候

加一人

九月 福田寺

願昭寺

等覺坊

右分六月十二日以孫次郎申出了

十月 ○(貼紙)初而七月定之河上衆

淨土寺

○聚樂寺

十一月 ○(貼紙)下淨土寺

淨妙寺

河上衆

十二月 ○(貼紙)下西円寺

長久寺

金光寺

正月 ○性顯寺

善教寺

播磨衆

閏十一月 ○正林寺

長久寺

尊寶寺

十二月 ○光明寺

西宗寺

伊勢衆

正月 ○(當年難調二月可勤由申也)法盛寺

性顯寺

西光寺

正月 ○(當年難調二月可勤由申也)勝勝寺

阿彌陀寺

正廿一

右五ヶ月分以藤四郎申出了

三月 二月 勝万寺下即返語
相定候報土寺

慈光寺

正廿一
福勝寺○
阿彌陀寺
(一か寺分切取力)

加一人
加一人

五

「自天文十七年三月至十九年十一月差定」（縦二七・八 横八四・一 下部に裁断あり）
 (端裏書)

「天文十七 申」

十一月	湯次下	永壽寺下	一安養寺 湯次○	二教龍	上坂初而 九月十一日申出
十二月	真宗寺	二大願寺 勝寶寺上宮寺	○四永壽寺下 明年秋マテ可延引云々 十一十以孫九郎申出了	三端坊	九月十一日申出
正月	四了願	ユスキ 三誓願寺	二願誓寺	一聞名寺	加二人
二月	一照光寺	四越中衆 光西寺	二真光寺	三西勝寺	加一人
三月	右十式人分九月廿日申出了				
四月	金寶寺 トシタ廿一	③真宗寺 押十八	英賀衆 廿一	教專	加一人
五月	福田寺 トシタ廿一	越中衆後 廿三	延長寺 廿一		加一人
六月	①光煩寺 水損之間十月迄可延之由候	②淨土寺 不調間秋迄可延之由候	東坊 廿四		加一人
七月	西円寺 廿三	河上衆 廿五	加一人		加一人
	播磨衆 十八五廿五申付	光永寺 廿三			
	伊勢衆 廿三				
	西宗寺 廿一				
	長久寺 廿一				
	右五ヶ月分以源三郎於次間遣之				

徳勝寺兩度燒失難調口

八月	永寿寺下	性顯寺	教信坊	中道場	加二人
九月	照蓮寺	願性寺	光明寺	阿彌陀寺	(付箋殘欠)「十九」 ^付
十月	淨土寺	福勝寺	尊寶寺	等覺坊	〔堺〕加一人
十一月	報土寺	順慶寺	教尊	等覺坊	加一人
十二月	真宗寺 〔十二申付〕	聖德寺	称名寺	下市ノ廿一 〔付兩入八廿七申付〕	加一人
天文十八年	右以彦二郎申付之六月廿九日	此三人十一七申付候使四郎	乘念	申付二昨夕上由候	
正月	本証寺	西願寺	善教寺		
二月	源光寺	河野衆	勝万寺下		
三月	慈光寺	福成寺	教乘		
四月	信教	法春	專精寺		
五月	以上五ヶ月分	賢尊	淨宗	前十一六申付去八月急 〔付十六申付去年急〕	
六月	端坊	上宮寺下	若松下		
七月	慈願寺	若松下	廿七日朝俄申付		
八月	益田	唐川衆			
九月	越中衆前				
十月	教竜				
十一月	信光寺 〔四五申付〕				
十二月	始而				
	加一人	加一人	加一人	加一人	加一人
	加一人	加一人	加二人	加二人	加二人
	加一人	加一人	加一人	加一人	加一人
	加一人	加一人	加一人	加一人	加一人

六

「初番書付」
(折紙表書)

「天文八年以來初

横三四・五

元は折紙)

乗念	天文八年閏六月ヨリ
中道場	天文九年二月ヨリ
照蓮寺	同年三月ヨリ
妙光寺	天文十年三月ヨリ
教乘	同年五月ヨリ
永徳寺	同年七月ヨリ
上宮寺下	同年八月ヨリ
西勝	
興善寺	

九月 八月 七月 六月

妙光寺
当月可勤由望也

十月 十一月

閏五月 金光寺

○金宝寺
五月俄腫物出候間難成

十七
善教寺
四月ヲ雖申付依病心勤今望也

加二人
□□人
(加二)
加一人
□□人
(加二)
加一人
□□人
(加二)

西順寺	同年九月ヨリ
柳津 阿弥陀寺	同年十月ヨリ
聞名寺	同年十一月ヨリ
聚楽寺	同月ヨリ
淨宗	同年十二月ヨリ
誓願寺下	天文十一正月ヨリ
トキ 湯次	同年三月ヨリ
明慶 真光寺	同年閏三月ヨリ
英賀	同月ヨリ
八木 西光寺	同年四月ヨリ
中村 願称寺	同年九月ヨリ
勝万寺下	同年九月ヨリ
河上衆	天文十三十月ヨリ
空念	天文十四十一月ヨリ
上坂	

番衆付箋残簡註

① 誓願寺

右肩の「廿五」とは、前回の上番から今回の上番が何ヵ月経っているかを記したものであり、本史料では天文十七年三月以降の差定に見られる特徴である。

② 善教寺

右肩の漢数字欠は、天文十四年三月以降の差定の特徴である。『日記』によると天文十三年十二月の上番は善教寺・円通寺・伊勢衆の三単位であり、本史料の光明寺・西宗寺の上番記載はない。『日記』天文十五年十二月十八日条に善教寺上番の記載が

あり、「御記」天文十五年十二月項に「善教寺廿四」とある。二十四カ月前は天文十三年十二月に該当する。また、「御記」天文十五年十月項に「円通寺廿二」とあり、「日記」天文十五年十月二十一日条に「中庄願性寺依不事調也」とある（円通寺が不調で、代わって願性寺が上番したとの意味か）。二十二カ月前は天文十三年十二月に該当する。よつて、両付箋は本史料の天文十三年十二月に貼られたもので、後に剥がれたものと推測した。なお、十二月項のどの箇所に貼つてあったのかは不明。

③ 光照寺 右肩に「十九」とある。「日記」天文十五年九月四日条で上番しており、その十九カ月後は、天文十七年三月である。同十七年三月から十九カ月後の天文十八年十月の上番は『日記』「本史料」とも記載がある。『日記』天文十六年三月の部分（『真宗史料集成』第三巻、四二〇頁）は、天文十七年三月の錯簡であり、『日記』天文十六年（実は十七年）三月十日条に光照寺上番の記事があるものの、同月の記事中に真宗寺上番の記載はない。よつて、この付箋は本史料の天文十七年三月項の真宗寺の上に貼られていたと推測した。

④ 多良明慶 右肩に「廿六」とある。「日記」天文十七年五月条には法盛寺・満福寺・直參衆（下宮了順時多郎之番也）とあり、本史料の三カ寺とも『日記』には記載がない。しかし、二十六カ月前の『日記』天文十五年四月十九日条には明慶が上番している。よつて、本史料の天文十七年五月の付箋が剥がれたものと推測し

た。箇所は不明。なお⑦・⑭参照。

⑤ 西光寺 本史料の天文十三年十二月項の性顯寺の部分に付箋跡がある。この右肩に「八木」と添書されている。戦国期に八木の地名のつく寺は、美濃西光寺しかない。よつて、剥がれた付箋は美濃八木西光寺と推測した。但し『日記』同月項には西光寺の上番記載がない。

「御記」天文十六年六月項には「八木西光寺廿二」とあり、二十二カ月前の本史料天文十四年八月項に「八木西光寺」とある。天文十三年十二月と同十四年八月では余りに間隔が短すぎるため、天文十三年十二月には上番しなかつた可能性が高い。

⑥ 西宗寺 「御記」天文十五年十一月項に「西宗寺廿六」（『日記』天文十五年十一月六日条で上番）とあり、二十六カ月前は同十三年十月に当たる。『日記』天文十三年十月条は浄土寺・西宗寺・河上衆が上番しており、その内で本史料にないのは西宗寺のみである。よつて、河上衆・淨土寺・聚樂寺と三カ寺が一枚の付箋に記されている内、聚樂寺の上に重ねて貼られていた付箋と推測した。

⑦ 満福寺 右肩に「廿六」とある。「日記」天文十五年四月十七日条に同寺の上番記載があり、その二十六カ月後の天文十七年五月の上番者は、『日記』によると法盛寺・満福寺で、本史料の三単位の上番記載はない。本史料天文十七年五月の淨土寺の左には「水損」、永寿寺の左には「不調」と添書されていることから、急遽二カ月前の天文十七年五月に補充を命じられたのだろう。

⑧法盛寺 右肩に「十九」とある。『日記』天文十五年十一月八日条に同寺の上番記載がある。よつて、その十九カ月後の本史料天文十七年五月の項の④・⑦に次ぐ、

残り一人に該当すると推測した。⑦と⑧は縦長の一枚の付箋に記載されていることからすると、「水損」の淨土寺と「不調」の永寿寺の上に貼られていた可能性が高い。

⑨光永寺・⑩勝万寺下 付箋「勝万寺下」の「。」の残画

と「下」の字の左に引かれた線が、本史料天文十四年一月項の「善教寺」の「寺」の左に引かれた線に一致する。善教寺の箇所は、付箋が添付されていた痕跡も残っている。善教寺の左下の「当年難調二月可勤仕由申也」の添書は、勝万寺下が本史料の天文十四年二月項で上番と記されているので、善教寺の上に「勝万寺下」の付箋を貼り、その後に、勝万寺下の事として添書したものと思われる。そして、勝万寺下は天文十四年一月の予定が二月になつた事から、付箋に重ねて新たに光永寺の付箋が貼られたものと推測した。「御記」に「光永寺サカイ廿五」とあり（実際は『日記』天文十六年一月廿六日条で上番）、二十五カ月前は天文十四年一月に当たるからである。

⑪西円寺 『日記』によれば天文十三年十一月の上番は、

播磨衆・尊宝寺・淨妙寺・西円寺である。本史料の当該月に寺号の見いだせないのは西円寺、本史料にあつて『日記』に寺号が出てこないは長久寺である。長久寺の箇所には付箋の痕跡があり、この箇所の付箋と推測されるが、⑪と⑫は縦長の一枚の付箋であるので、

長久寺の上の淨土「妙」寺の上に貼られていたと思われる。⑫参照。

⑫淨妙寺

本史料の天文十三年十一月項の淨「土」寺の箇所には付箋の剥がれた痕跡があり、「土」の右に「妙」と訂正している。「御記」天文十六年一月項に「淨妙寺廿七、来年八月迄延引、依申也」とあり、二十七カ月前は天文十三年十一月に該当する。よつて、この箇所の付箋と推測した。なお、「御記」天文十六年八月項に「淨妙寺廿五」とあるが、これは証如が天文十七年八月の箇所に記すのを、誤って「御記」天文十六年八月項に記したものと思われる。

⑬湯次誓願寺 右肩に「廿一」とある。『日記』天文十八

年九月六日条に「湯次誓願寺代」とあり、二十一カ月前の『日記』天文十六年十二月廿三日条にも上番が記されている。思うに、①の願誓寺と⑬の誓願寺とを混同し逆に記したために、それに気付いて付箋を貼つて訂正したのであろう。

⑭明慶

右肩に「廿四」とある。『日記』天文十五年四月

十九日条で上番しているが、「御記」に「明慶廿四」と記されており、二十四カ月前の天文十三年五月は、いまだ右肩に数字は付されない段階で、該当しない。よつて④「多良明慶」の付箋推定箇所の天文十七年五月から二十四カ月後の天文十九年五月の箇所に該当する付箋であつたと推測した。当該月はすでに五単位の記載があるので、「本折教明下」は加賀の番衆であり、「雇玄誓」の添書は「加一人」の箇所にかかるものと判断される。

(15) 教乗 本史料天文十八年三月項に「廿二」とある。『日記』天文十二年八月六日条の上番の二十二カ月後と、

『日記』天文十八年三月条の二十二カ月前が、本史料天文十四年三月の付箋箇所に該当するので、本来は付箋ではなく本文として記されるべきはずのものである。付箋によつて隠された部分には中央に「明覚寺」とあつて左右に「教乗」が二回・右に「明覚寺」が一回、小さく添書しては抹消されている。明覚寺は翌六月に確実に上番しているので、証如の思い違いか誤記により、「教乗」が付箋されたと推測される。

(16) 教尊 この箇所の右肩に付箋の一部が残つており、「十九」とある。十九カ月前は、『日記』天文十六年三月六日条では堺教心、それより十九カ月後の『日記』天文十七年九月十六日条には堺教尊とある。よつて、付

箋「教尊」があり、付箋の上にはみ出して「堺」を記し、付箋のみが剥がれたと推測される。二行左の天文十七年十一月項の「加二人」の裏に、その付箋の一部が残つており、「尊」と判読できる。ただし付箋「教尊」のその他の部分は現存していない。同様の例は本史料天文十七年八月項の「教信坊十九」の箇所にも見られる。この箇所には付箋があつた痕跡が見られる。『日記』天文十七年八月廿一日条には福勝寺上番が、十九カ月前の『日記』天文十六年二月七日条にも福勝寺が上番している。よつてこの箇所には、現存しない付箋「福勝寺」が貼られていたはずである。

(17) 成信坊 『日記』により天文十七年八月の上番が確認できる中道場は、本史料天文十七年九月項にも記載があ

る。しかし、抹消されている上に、残つてている右下がりの合点の墨痕が起筆と終筆部分のみで、中間部分の筆は残っていないので付箋が貼られていたはずである。一方、付箋「成信坊」にも右下がりの合点が残つているが、起筆・終筆はそれぞれ付箋をはみ出して書かれている。その合点の残画どうしの角度・長さが一致するので、本史料天文十七年九月項の中道場の箇所に貼られていた付箋と推測した。ただし、『日記』では天文十七年九月に成信坊の上番は確認できない。

《編集後記》

本号は、金龍静氏にご多忙の中、無理をお願いして筆を執つて頂きました。全く突然に電話を差し上げたにもかかわらず、快く引き受けて下さり本当に感謝に耐えません。

例によつて紙面の処理に、かなり手こずつてしまいしましたが、苦労した割には原文書の体裁を巧く印字出来ていません。文字の位置関係・大きさなどをイメージ表示する印字しては校正して、改行幅の微調整や半角空白の挿入・削除を繰り返しても、ようやく本号のレベルです。ソフト一太郎(V4)の限界かとも思います。なお本号を作製するにあたつて、校正実務に当研究所嘱託大原実代子さんの協力を得ました。ありがとうございました。次号は来年三月末を予定しています。(5)